

日本移民学会賞表彰規程

- 第1条 本規程は、会則第2条、第3条5に基づき、移民研究に関する優れた研究業績を公刊した本学会会員および学会に多大な貢献をした者を表彰することについて定める。
- 第2条 賞の総称は「日本移民学会賞」として、以下の2種類の賞を設ける。
- (1)「日本移民学会奨励賞」本学会に在籍する若手研究者（対象論文執筆時に修士課程入学後13年以内、博士課程入学後11年以内のいずれかの条件に当てはまるか、これに類する経歴や業績を有する者）で、『移民研究年報』においてすぐれた研究業績を発表し、今後一層の発展が期待される会員を対象とする。
- (2)「日本移民学会功労賞」本学会に多大な貢献をした団体あるいは個人を表彰する。
- 第3条 第2条(1)は、直近3年間の『移民研究年報』に掲載された研究業績を選考の対象とし、授賞は、3年に一度とする。(2)については適宜行う。第2条(1)の表彰対象者は、第4条で定める学会賞選考委員会で候補者を確定し、理事会の審議を得て決定される。(2)については、理事からの推薦により、理事会で審議承認後、総会での審議承認とする。
- 第4条 学会賞選考委員会は、副会長の互選で選ばれた1名の副会長、理事の互選で選ばれた4名の理事の計5名で構成し、副会長が委員長を務める。
- 第5条 表彰は賞状によるものとする。
- 第6条 本規程の改正は、理事会の審議を経て、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

附則 施行日

1. 本規程は、2019年6月29日に理事会・総会で承認され、同年7月1日より施行される。
2. 第2条(1)および第3条を一部改定した。2025年6月28日承認、同年6月29日より施行される。